

福井市ふくい木育推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市ふくい木育推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 「福井市ふくい木育基本方針」に基づき、木を身近に使い、森に親しみ、木や森からの学びを通じて、本市の森林に誇りと愛着を持ち、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことと、本市の豊富な森林資源を活かし、親子が共に触れ合う「こどもの居場所」において、県産材を積極的に利活用するモデル性の高い施設整備に対し支援することにより、地域の木を使うことが森林整備に繋がることへの理解を深めるとともに、木の香る暮らしの豊かさを認識することで、将来における県産材利用の意識の醸成と地産地消による森林資源の循環利用を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は各号に定めるところによる。

(別表第1)

(1)	ふくい木育	こどもをはじめとするすべての市民が『木とふれあい、森から学ぶ』本市の取組
(2)	木育	市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動
(3)	こども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(4)	こどもの居場所	不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主としてこどもが利用する用途に供する施設並びにこどもに遊び場を提供する施設
(5)	県産材	福井県内で生産され、製材・加工された木材
(6)	合法木材	森林関係の法令において合法的に伐採されたことが証明された木材
(7)	木造化	構造耐力上主要な部分の材料に木材を使用したもの
(8)	木質化	施設の内外装(床・壁・天井等)であって、施設利用者から見える部分に木材を使用したもの
(9)	調度品	日常生活において用いられる道具、家具及び日用品
(10)	おもちゃ	こども向けの玩具及び遊具

(事業主体)

第4条 事業主体は、次の要件を満たす者とする。

(別表第2)

(1)	第3条の第4号に規定する「こどもの居場所」を所有または運営する者 保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校 社会福祉法人、公益法人 学校法人 NPO法人 営利を目的としないふくい木育活動に取り組む民間事業者 自治会、町内会等の地域組織等
-----	---

(2)	個人でないこと
(3)	国又は都道府県でないこと
(4)	暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと
(5)	政治的な活動を目的とする団体でないこと

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、県産材を利活用し、モデル性が高く波及効果が期待できる施設の整備で以下の第1号及び第2号の事業とする。加えて、県産材を利活用する体験又は福井市内の森林で開催する第3号の事業も補助事業とする。

- (1) こどもの居場所の木造または木質化を行う事業
- (2) こどもの居場所に木の調度品やおもちゃの設置を行う事業
- (3) こどもを対象としたイベントの活動に対する支援

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付又は交付の決定を受けて実施する事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付又は交付の決定を受けて実施する事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(別表第3-1)

事業種目	【木造・木質化】	【木の調度品・おもちゃの設置】
事業内容	こどもの居場所の木造または木質化を行うもの	こどもの居場所に木の調度品やおもちゃの設置を行うもの
補助対象施設	こどもの居場所 (不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主としてこどもが利用する用途に供する施設並びにこどもに遊び場を提供する施設)	
補助対象経費	木造または木質化に係る経費	施設への県産材を利用した調度品・おもちゃの設置に係る経費
補助要件	事業により整備される床面積が700㎡未満の施設であること。ただし、木材使用量のうち県産材使用率が50%以上とする。	主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売される調度品・おもちゃを設置すること。

共通事項	<p>(1) 補助対象施設は、福井市内の施設であること。</p> <p>(2) 補助事業に整備した場所や、取得した製品には「森林環境譲与税」を活用していることを表示すること。</p> <p>(3) 事業主体は、今後の県産材の利用拡大施策に資するため、施設利用者へのアンケート調査に協力すること。</p> <p>(4) 事業内容について市ホームページ等で公表できること。</p> <p>(5) 不特定多数の者の出入りがなく、専ら事業実施主体の職員等のために使用する施設又は場所でないこと。ただし、保育園、幼稚園及び小学校等については、この限りでない。</p> <p>(6) 宗教的活動を目的とする施設又は場所でないこと。</p>
------	---

(別表第3-2)

事業種目	【ふくい木育活動支援】
事業内容	こどもを対象としたふくい木育活動を行うもの
補助対象活動	木工体験、森林環境学習、林業作業体験などの「森の学習会」や「森のようちえん」、「プレーパーク」の実施、「教育旅行」の受け入れなどの活動
補助対象経費	<p>ふくい木育活動に係る経費</p> <p>(1) 報償費とは、外部講師や木育インストラクター、活動実施に必要な作業従事者に対する謝金(1日あたり2万円を上限とする。)</p> <p>(2) 旅費とは、活動実施に係る交通費</p> <p>(3) 需用費とは、県産材等などの材料費、製作キット代、資材・工具購入費など(単価1万円以上の工具等備品は対象外とする。)</p> <p>(4) 役務費とは、通信費(参加者への案内通知切手、ハガキ等)、運搬費等の経費</p> <p>(5) 保険料とは、活動を行うための障害保険料</p> <p>(6) 委託料とは、木製品制作、資材加工、資料作成、宣伝等における委託経費</p> <p>(7) 使用料及び賃借料とは、会議室、バス、事業用機械器具等の借料及び機械等借り上げに要する経費</p>
補助要件	福井市内の団体で、かつ福井市内で開催する活動に限る。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げるものとする。ただし、第5条第1項第3号の事業について補助対象事業に入場料、参加料、売上金等がある場合は、別途協議することとする。

(別表第4)

事業種目	【木造・木質化】	【木の調度品・おもちゃの設置】	【ふくい木育活動支援】
補助率	2分の1以内	4分の3以内	定額
補助限度額	2,000千円	375千円	100千円 事業費が100千円に満たない場合はその額とする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第 3 条第 1 項の規定により、補助事業に着手する前までに、ふくい木育推進事業交付申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実施計画書(様式第 1 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号 - 1)
- (3) 第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業する場合は事業内容が確認できる図面、仕様書等
- (4) 整備しようとする補助対象施設等の設置箇所がわかる位置図又は活動場所を示した位置図
- (5) 見積書その他事業費が確認できる書類
- (6) 第 5 条第 1 項第 1 号の事業を行う場合にあっては、木材使用量算出表(計画)
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 第 1 項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金交付決定前の着手)

第 9 条 補助金の交付を申請した者は、交付金の交付を受けて事業を実施する場合の事業の着手は、原則として市長からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ、その理由を具体的に付して、ふくい木育推進事業交付決定前着手届(様式第 4 号)により届け出なければならない。

(交付決定)

第 10 条 市長は、規則第 4 条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、ふくい木育推進事業補助金交付決定通知書(様式第 5 号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、市長にふくい木育推進事業変更承認申請書(様式第 6 号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書(様式第 6 号 - 1)をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定において、補助対象事業を取り消したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書(様式第7号-1)を補助事業者へ通知するものとする。

(中止又は廃止)

第13条 交付決定の後、補助事業者は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ふくい木育推進事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を事前に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書(様式第7号-1)を承認の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかにふくい木育推進事業実績報告書(様式第8号)を市長へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の実績書(様式第8号-1)

(2) 収支決算書(様式第8号-2)

(3) 契約顛末報告書(様式第8号-3)(入札により契約した場合のみ)

(4) 完成写真、設置写真、実施状況写真

(5) 領収書、金融機関振込依頼書その他の代金支払の証する書類の写し

(6) 出荷証明書又は納品書

(7) 第5条第1項第1号の事業を行う場合にあっては、県産材を利用したことがわかる書類((参考様式)県産材使用証明書)及び木材使用量算出表(実績)

(8) 第5条第1項第2号の事業を行う場合にあっては、県産材を利用したことがわかる書類((参考様式)県産材使用証明書)

(9) 第5条第1項第3号の事業を行う場合にあっては、県産材を利用したことがわかる書類又は福井市内の森林で活動したことがわかる書類

(10) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第8条第3項のただし書の規定により交付の申請を行い、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告書において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別紙様式第1号)により速やかに市長へ報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、ふくい木育推進事業補助金額確定通知書(様式第9号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第16条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の

規定により、ふくい木育推進事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者から概算払又は前金払による補助金請求書が提出された場合には、規則第14条第2項の規定により、市長が特に必要があると認められるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

(関係図書の保存)

第17条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(電磁的記録の提出)

第18条 この要綱の規定による書面の提出については、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の提出に代えることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による